

(1)水質汚濁防止法施行冷別表第1 対象工場の規模
排出水量 500m³/日以上

2	畜産食料品製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設(含洗ビン施設)
ハ	湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設
イ	水産動物原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	脱水施設
ニ	ろ過施設
ホ	湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	湯煮施設
5	ミ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	湯煮施設
ニ	濃縮施設
ホ	精製施設
ヘ	ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する施設
7	砂糖製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設(含む流送施設)
ハ	ろ過施設
ニ	分離施設
ホ	精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	米穀製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設(含む洗ビン施設)
ハ	搾汁施設
ニ	ろ過施設
ホ	湯煮施設
ヘ	蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	真空濃縮施設
ホ	水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	分離施設

13	イースト製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する施設
-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
-3	たばこ製造業の用に供する施設 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業のように供する施設 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルエット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
-3	合板製造業の用に供する施設
-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設 湿式バーカー 薬液浸透施設

23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(含む抄造施設) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成形施設 ル 廃ガス洗浄施設
-2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離施設 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設 チ 海水マグネシウム製造施設のうち、沈殿施設 リ バリウム化合物製造施設、水洗式分離施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	<p>カーバニル法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ホルビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロフレンモノマー洗浄施設
30	<p>発酵工業(除く第5号、第10号、13号の事業)の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設

31	メタン誘導品製造業の用に供する施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 ハ フロンガス製造機のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄機
33	合成樹脂製造業の用に供する施設 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集塵施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集塵施設
37	前6号以外の石油化学工業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる蒸留施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマンパラフィン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気濃縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設

39	硬化油製造業の用に供する施設 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	28～45までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	法第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(含む潤滑油再生業)の用に供する施設
-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(除く防振ゴム製造業)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、系ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(含むつわ薬原料)の精製業の用に供する施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設

59	砕石業の用に供する施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集塵施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設 イ 還元そう ロ 電解施設 ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集塵施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(含む武器製造業)の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
-2	空きびん卸売業の用の供する自動式洗びん施設
-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、排ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設(浄水能力1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く。)
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
-2	旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設(×総床面積が500m ² 未満の事業場)
-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(×総床面積360m ² 未満)
-5	飲食店(除く66-6・66-7)に設置されるちゅう房施設(×総床面積420m ² 未満)
-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(除く66-7)に設置されるちゅう房施設(×総床面積630m ² 未満)
-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(×1,500m ² 未満)

(2)群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第7

1	電気機械器具製造業(乾電池製造業)の用に供する混合施設
2	金属製品製造業(トワイ製造業)の用に供する施設 イ 研磨施設 ロ 塗装皮膜施設 ⇒全ての工場
3	化学工業の用に供する施設 イ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ロ 縮合反応施設(ホルムアルデヒド、同重合品及び同誘導品を使用するものに限る)
4	ボタン製造業の用に供するセイン浸せき施設(ホルムアルデヒドを使用するものに限る) ⇒排出水量500m ³ /日以上工場